

環境犯罪



不法投棄・野外焼却 は処罰されます！！



- ◎ 廃棄物は、決められた方法によって処分しましょう。
- ◎ 処分場所以外の場所に廃棄物を投棄したり、野外で焼却することは、法律で禁止されています。

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条・第16条の2

【廃棄物に関する情報・相談】

- 警察への情報・相談 各警察署・警察安全相談電話
- 県庁への情報・相談
(不法投棄110番) 0776-20-0584
- 県庁内廃棄物対策課 0776-20-0318
- [警察への情報メール\(kenkei@pref.fukui.lg.jp\)](mailto:kenkei@pref.fukui.lg.jp)